

# 柏崎市 I C T 業務継続計画書

新潟県柏崎市

平成 2 7 年 4 月策定





# 目次

1	柏崎市 I C T 業務継続計画の構成 .....	1
2	用語の定義 .....	2
3	I C T 業務継続計画の策定にあたって .....	3
	(1) I C T 業務継続計画の趣旨 .....	3
	(2) 基本方針 .....	4
	(3) 策定にあたっての留意事項 .....	5
	ア 初版 I C T 部門編の策定にあたっての前提条件 .....	5
	イ 地方公共団体における I C T 部門の業務継続計画<初動版>の策定 .....	5
	ウ 応急対策業務への対応 .....	6
	エ 社会保障・税番号制度に係る情報連携への対応 .....	6
4	文書管理 .....	6
	(1) 目的 .....	6
	(2) 文書体系図 .....	6
	(3) 文書の概要 .....	7
5	運用体制と役割 .....	9
	(1) 目的 .....	9
	(2) 運用体制図 .....	9
	(3) 情報セキュリティ委員会の役割 .....	10
	(4) 情報セキュリティ委員会における構成員の役割又は権限 .....	10
6	想定脅威 .....	11
	(1) 想定する最大の災害規模等（様式 1 4） .....	11
	(2) 起こりうる二次災害（様式 1 4） .....	12
	(3) 庁舎等の想定被害（様式 1 4） .....	12
7	市役所の代替拠点設置 .....	13
	(1) 代替拠点の選定要素 .....	13
	(2) 必要最小資源（様式 1 8） .....	13
	(3) 必要なサーバ、媒体及び専用回線（様式 1） .....	14
8	重要情報システム（※初版 I C T 部門編） .....	15
	(1) 重要情報システム一覧（様式 1 7） .....	15

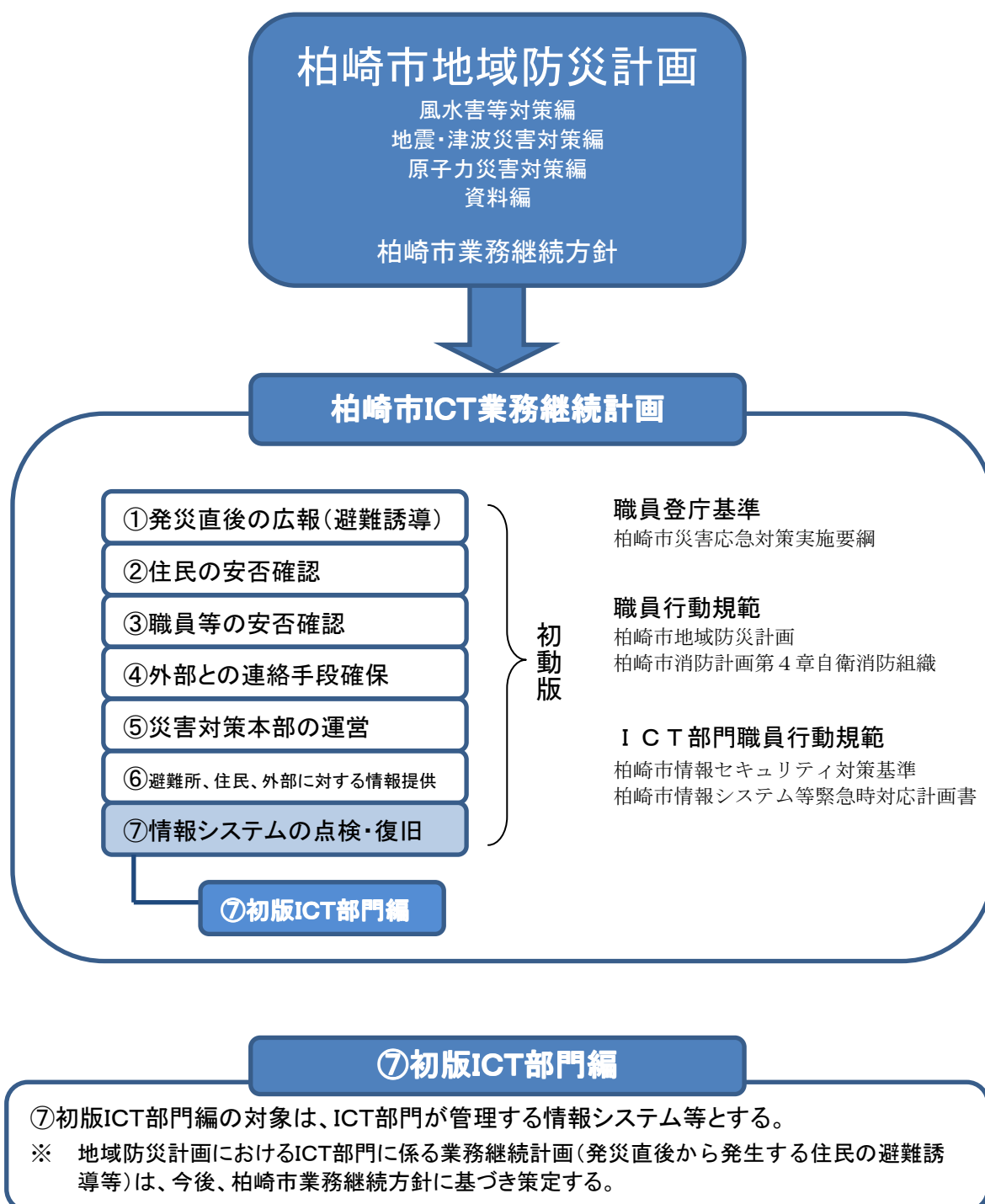
(2) 業務別に必要な重要情報システム（様式15・16） .....	16
9 窓口等実態調査結果に基づく優先業務（様式15・16） .....	17
(1) 業務間に複雑な依存関係（3階層以上）が発生する業務 .....	17
(2) 添付書類を伴う処理数（2,000件以上）の多い業務 .....	17
10 緊急時における行動計画（復旧計画） .....	18
(1) 緊急時対応体制 .....	18
(2) 緊急時における行動計画（様式10・11・16・17・18・19） .....	18
ア 代替拠点設置計画立案までの行動計画（様式10・11・18・19） .....	18
イ 代替拠点設置後の通常業務復旧までの行動計画（様式10・16・17） .....	18
11 情報資産等の現状（脆弱性） .....	18
(1) 庁舎（建物）の新耐震基準、電力供給及び通信手段の状況（様式3・5） .....	18
(2) 情報システム及びネットワークの現状（様式1） .....	19
(3) 重要情報システム機器設置場所（様式4） .....	19
(4) 重要情報の保管及びバックアップの状況（様式7） .....	19
(5) ICT部門関係者の参集可能状況 .....	19
(6) 主要な外部事業者との関係（様式2） .....	19
12 被害を受ける可能性と事前対策 .....	19
(1) 現状の脆弱性とリスク改善計画（様式6） .....	19
(2) 事前対策が未決定の問題点（様式6） .....	19
(3) ICT管理部門が用意しておくべき必要最小資源（様式18） .....	20
13 計画の運用体制及び見直し方法 .....	20
(1) 運用体制 .....	20
(2) 計画の点検及び見直し（様式13） .....	20
(3) 訓練計画（様式12） .....	21
14 計画の改定 .....	21
15 参考資料（様式20） .....	21

## 1 柏崎市ICT業務継続計画の構成

柏崎市ICT業務継続計画（以下「本計画」という。）は、国の方針に基づき情報資産管理部門（以下「ICT部門」という。）が平常時に所管している情報システムやインフラだけでなく、地域防災計画全体を支える全庁のICT（情報通信技術）を網羅するものとする。

ただし、初版は先行してICT部門に特化した計画とし、全庁（初動版）の計画は、今後、柏崎市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき策定する。

また、本計画に係る職員の登庁基準及び行動規範は、地域防災計画等既に規定されている庁内基準によるものとする。



## 2 用語の定義

本計画における用語の定義は、以下のとおりとする。

用語	定義
ICT	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術（Information and Communication Technology）</li> </ul>
ICT業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に自庁舎等が被災してもICT資源を利用できるようにあらかじめ事前対策を講じ、応急対策業務の実効性や通常業務の継続性を確保し地域防災計画を支える計画</li> </ul>
セキュリティポリシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>柏崎市情報セキュリティ基本方針、柏崎市情報セキュリティ対策基準（以下「セキュリティ対策基準」という。）及び各実施手順で構成し、情報資産のセキュリティ対策について規定</li> </ul>
情報資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク、情報システム、これらに関する設備及び電磁的記憶媒体</li> <li>ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）</li> <li>情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書</li> </ul> <p>※ セキュリティ対策基準第2条に規定</p>
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎内又はデータセンター等にサーバを構築し、利用する際に通信等が発生するシステム</li> <li>セキュリティポリシー実施手順（地域行政イントラネットワーク及び端末運用編）に規定する職員配備端末（以下「職員配備端末」という。）にインストールして使用するパッケージソフトウェア（国、県から配布されているソフトウェア等含む）</li> <li>外部のサーバと通信が発生するシステム（クラウド・ASP利用、LGWAN-ASP利用等）</li> <li>セットアップする際、外部事業者による設定が必要なシステム</li> </ul>
クラウド・ASP	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が使用又は保有する情報資産を、市専用ネットワーク外のデータセンターに保有管理し、インターネットを経由して利用する仕組み</li> </ul> <p>※ ASP:Application Service Provider</p>
LGWAN-ASP	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が使用又は保有する情報資産を、すべての地方公共団体が相互に接続する行政専用のセキュアなネットワーク（LGWAN）上に設置されているデータセンターに保有管理し、LGWANを経由して利用する仕組み</li> </ul>

	み ※ LGWAN : Local Government Wide Area Network
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内のイントラネットワーク(職員配備端末が接続しているネットワーク)</li> <li>・ 原課が直接契約しているネットワーク</li> </ul>
原子力災害対策指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制委員会及び原子力規制庁において「原子力施設等の防災対策について(旧指針)」の内容を精査し、各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で平成24年10月に策定され、平成25年9月全部改正された指針</li> </ul>
原子力発電所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所</li> </ul>
避難準備区域 (UPZ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力発電所を中心とする半径おおむね5～30km圏</li> </ul>
過酷事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回り、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象等</li> </ul> <p>※ 地域防災計画(原子力災害対策編)参照</p>
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)第15条事象</li> </ul>
包括OS受託者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏崎市が平成23年度から12年間、柏崎市情報化関連業務を包括的に委託(包括アウトソーシング)した事業者</li> </ul>

### 3 ICT業務継続計画の策定にあたって

#### (1) ICT業務継続計画の趣旨

柏崎市は、平成16年の中越大震災及び平成19年の新潟県中越沖地震において、未曾有の自然災害に遭遇し、住民の安全確保や生活再建、風評被害対策を含めた経済活動の早期復興など、平常業務の早期復旧だけでなく、復旧復興に向けた多様な業務に対応してきた。しかしながら、大規模災害時における行政サービスの在り方については、平常時よりも一層、柔軟かつ迅速、公明正大な対応が求められ、その難しさを痛感してきたところである。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、東京電力(株)福島第一原子力発電所において大量の放射性物質が放出された結果、多くの住民が長期間の広域避難を強いられ、従来からの原子力防災について警鐘が鳴らされたところでもある。

そうした中、柏崎市は、原子力発電所立地自治体として福島と同規模の原子力災害(過酷事故)が起こりうるものと仮定し、原子力発電所の原災法第15条事象の全面緊急事態(以下「全面緊急事態」という。)に備え、地域防災計画(原子力災害対策編。



以下「原子力災害対策編」という。)の改定に合わせて、市域を越える広域的な避難に必要な体制等を構築することを目的に、原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画(以下「広域避難計画」という。)の初版を平成26年度に策定した。

この広域避難計画では、原子力災害対策指針に規定されている避難及び一時移転の考え方に基づき、避難準備区域(U P Z)からの避難指示が国から段階的になされることを想定している。

柏崎市は、現在規定している各種災害対策に係る計画との整合性を図りながら、これまでの経験と教訓を踏まえ、住民の安心安全の確保及び混乱をできるだけ早期に沈静化できるよう、あらかじめ庁舎が機能不全に陥った場合の対応として代替拠点での業務継続を想定した上で、ICT部門が担うべきICTに係る事前対策等について規定した本計画を策定し、災害に強い電子自治体をめざすこととする。

## (2) 基本方針

ICT部門における業務継続計画の基本方針は、下表のとおりとする。

<b>基本方針</b>	
安全確保	<p>自然災害及び事故災害時の業務の継続及び早期復旧にあたっては、住民(来訪者含む)、職員及び委託先社員の安全確保を第一とする。</p> <p>※ 職員行動規範は、既に規定されている庁内基準等に基づくものとする。</p>
ICT部門の責務遂行	<p>自然災害及び事故災害時のICT部門における業務継続のための責務の遂行にあたっては、セキュリティ対策基準第116条に規定する柏崎市情報システム等緊急時対応計画書(以下「緊急時対応計画書」という。)に基づくものとする。</p> <p>※ 本計画は、セキュリティ対策基準第117条に基づき、同対策基準との整合性を確保する。</p>
計画の有効性の維持・改善	<p>本計画は、毎年、適切に関係者に周知し、訓練を行い、かつ、常に最新の状況を反映した計画となるよう定期的に点検を実施する。また、訓練結果を踏まえて是正措置を講ずるとともに、少なくとも年に1度定期的に(前提条件に大きな変更があればその都度)計画の全般にわたる見直しを行う。</p> <p>※ 見直しにあたっては、セキュリティ対策基準第117条に基づき、同対策基準との整合性を確保する。</p>
関係機関との連携	<p>包括OS受託者と連携し、実現性のある業務継続計画を立案する。</p>

### (3) 策定にあたっての留意事項

職員の登庁基準及び発災直後の行動規範については、地域防災計画等既に規定されている庁内基準に基づくものとする。

#### ア 初版 I C T 部門編の策定にあたっての前提条件

初版 I C T 部門編は、平成 20 年 8 月、総務省が策定した「地方公共団体における I C T 部門の B C P 策定に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の作業手順にのっとり策定した。

初版 I C T 部門編の策定にあたっての前提条件は、下表のとおりとする。

前提条件	
対象情報システム等	I C T 部門が管理（契約）し、かつ、優先通常業務及び通常業務に使用している情報資産を対象とする。
災害の想定	原子力発電所から放射性物質及び放射線の放出形態が過酷事故による代替拠点での復旧を要する全面緊急事態を想定する。 ※ 原子力災害対策編に規定する災害を想定
市役所の代替拠点設置	地域防災計画及び広域避難計画の中で選定することとし、本計画では代替拠点に必要な選定要素のみ規定する。 ※ 代替拠点候補先が絞られた時点で、事前対策を改めて検討し整理する。
市役所の代替拠点で業務再開するための事前対策	情報受発信業務は、業務停止が発生しないよう関連する情報システム等に対し事前対策（代替手段）を講じるものとする。
	重要情報システムは、代替拠点決定後の日時から起算して 72 時間以内に業務再開ができるよう事前対策を講じるものとする。 ※ 事前対策を講じても 72 時間以内に業務再開が不可能であることが想定される場合は、新たな事前対策（予算措置含む）措置を講じるためリスク改善計画（年度別計画）を立案する。

#### イ 地方公共団体における I C T 部門の業務継続計画＜初動版＞の策定

平成 25 年度、総務省から示された「地方公共団体における I C T 部門の業務継続計画＜初動版サンプル＞」に基づく初動版の策定については、地域防災計画の主要事項となる住民の避難誘導に必要な不可欠な防災行政無線、コミュニティ放送等はその範囲が及ぶことから、平成 27 年度以降、地域防災計画との整合性を図りながら策定することとする。

## ウ 応急対策業務への対応

柏崎市は、平成26年4月、自然災害、武力攻撃等の危機事案発生時における業務継続の基本方針となる「柏崎市業務継続方針」を策定した。本計画における応急対策業務（被災者支援等）の対応については、この方針に基づき策定される業務継続計画をもって、今後改めて検討していくこととする。

## エ 社会保障・税番号制度に係る情報連携への対応

社会保障・税番号制度における情報連携業務（平成29年7月開始）は、庁内に設置した柏崎市社会保障・税番号制度対策委員会において業務フローを見直した上で、今後改めて検討していくこととする。

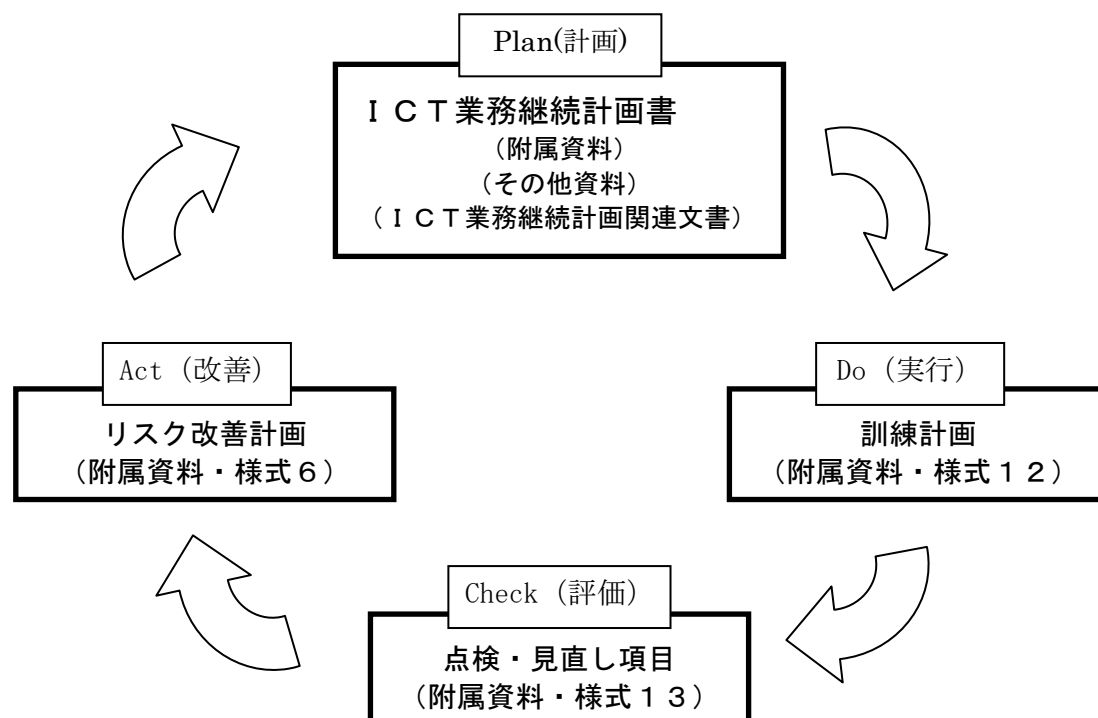
## 4 文書管理

### (1) 目的

業務及び情報システムの在り方をP D C A（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善））サイクルによって継続的に見直し、実現性のあるICT業務継続計画としていくため、関連文書の体系及び内容を明確にする。

### (2) 文書体系図

文書の体系図は、下図のとおりとする。



### (3) 文書の概要

各文書の概要は、下表のとおりとする。

文書	概要	管理部門
ICT業務継続計画書	ICT部門における業務継続の考え方、事前対策の運用体制及びその手順等について規定する。	ICT部門
訓練計画 (附属資料・様式12)	本計画の緊急時における行動計画等のリスクを顕在化するため、訓練内容を規定する。	
点検・見直し項目 (附属資料・様式13)	本計画の最新性及び正確性を維持するため、点検・見直し項目を規定する。	
リスク改善計画書 (附属資料：様式6)	本計画の策定時及び訓練・点検等によって顕在化したリスクに対し、年度別改善計画を規定する。	

#### 附属資料一覧（ガイドラインの作業手順に基づき作成した資料）

様式No.	資料名	管理部門
1	情報システム一覧	ICT部門
2	外部事業者との関係整理	
3	庁舎（建物）の状況把握結果	
4	システム機器設置場所の状況把握結果	
5	電力供給、通信手段に関するリスクの把握結果	
6	現状の脆弱性とリスク改善計画（年度別計画）	
7	重要情報のバックアップの状況と対策	
8	緊急時対応体制（※本計画書「5 運用体制と役割(2)運用体制図」参照）	
9	緊急連絡先一覧（※緊急時対応計画書「緊急連絡先一覧」参照）	
10	緊急時における行動計画	
11	被害チェックシート 簡易版	
12	訓練計画	
13	点検及び見直し項目	
14	被害想定 of 整理結果	
15	窓口業務等実態調査結果	
16	重要業務一覧（包括OS編）	
17	重要情報システムとその目標復旧時間	
18	必要最小資源の整理一覧	
19	被害チェックシート 詳細版	
20	参考資料一覧	

※内部資料のため非公開

### その他資料一覧

区分	資料名	管理部門
窓口業務	柏崎市ICT業務継続計画策定支援業務委託成果物	I C T 部門
情報システム	イントラ管理簿	
ネットワーク	地域行政イントラネット構築完成図書	
	地域行政イントラネット拠点内ネットワークサービス調達業務委託綴	
	フレッツ光導入施設ネットワーク機器設置場所一覧	
	第三次 LGWAN 完成図書	
	新潟県国保連合会ネットワーク関連文書	

※内部資料のため非公開

### I C T 業務継続計画関連文書一覧

区分	文書名	管理部門
事前対策	柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）	防災部門
	原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画	
	柏崎市情報セキュリティ対策基準	I C T 部門
	柏崎市情報システム等緊急時対応計画書	
職員登庁基準	柏崎市災害応急対策実施要綱	防災部門
職員行動規範（初動）	柏崎市地域防災計画	
		柏崎市消防計画第4章自衛消防組織
情報セキュリティ委員会行動規範	柏崎市情報セキュリティ対策基準	I C T 部門
	柏崎市情報システム等緊急時対応計画書	
包括OS受託者との取り決め	柏崎市情報化関連業務委託（包括アウトソーシング）契約書	

※内部資料のため一部非公開

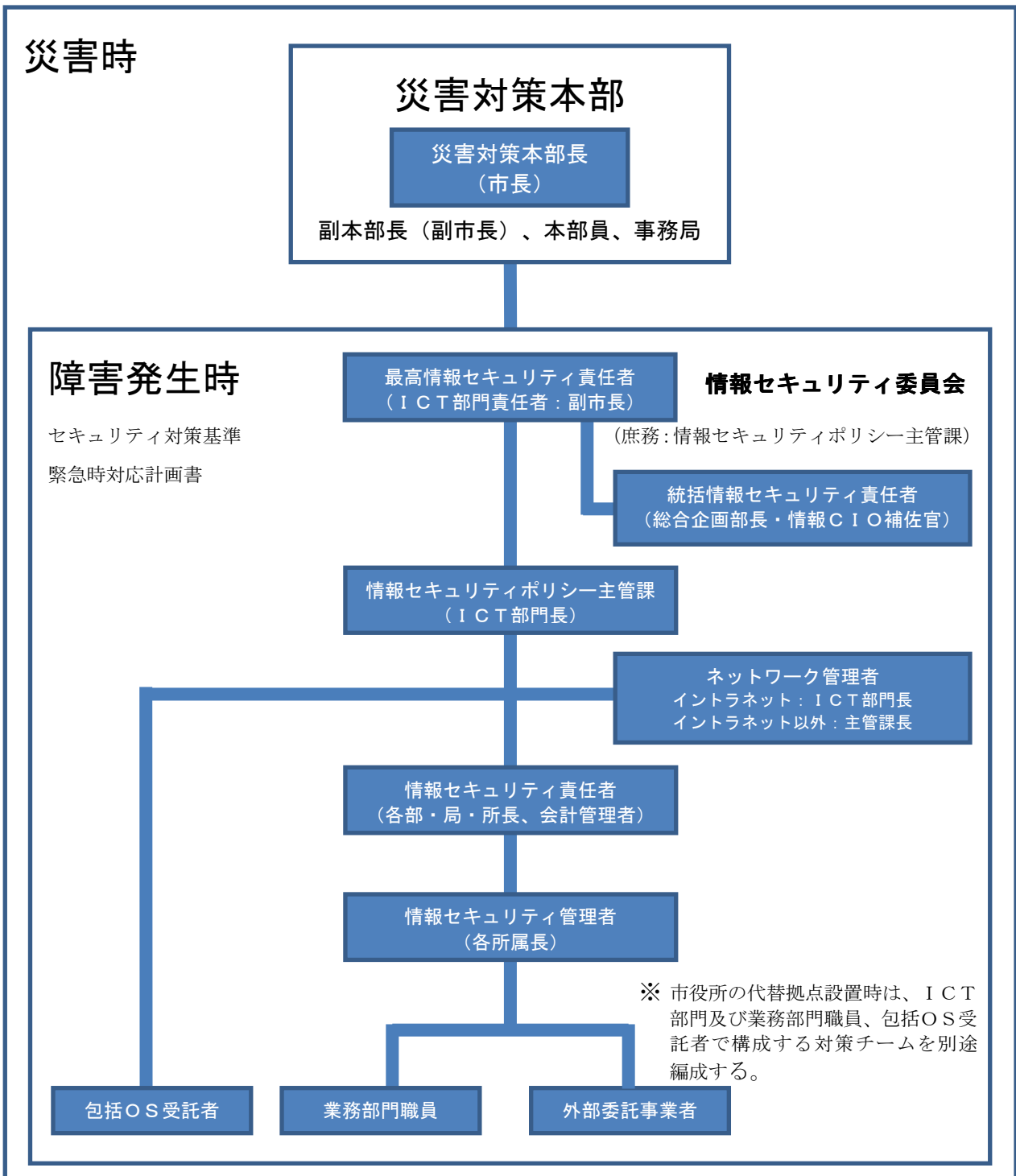
## 5 運用体制と役割

### (1) 目的

非常時の体制及び役割分担を整理し指示命令系統を明確にすることによって、業務継続のための初動を迅速に行えるようにする。

### (2) 運用体制図

運用体制は、下図のとおりとする。



### (3) 情報セキュリティ委員会の役割

情報セキュリティ委員会は、セキュリティ対策基準に規定する役割を担うこととする。なお、情報セキュリティ委員会の庶務は、セキュリティポリシー主管課（セキュリティ対策基準第10条に規定）が担うものとする。

※ 情報セキュリティ委員会に係るセキュリティ対策基準関連条項は下表参照

関連条項	内容
第 10 条	情報セキュリティ委員会
第 116 条	緊急時対応計画の策定等
第 117 条	業務継続計画との整合性確保
第 118 条	緊急時対応計画の見直し

### (4) 情報セキュリティ委員会における構成員の役割又は権限

構成員の役割又は権限は、セキュリティ対策基準の規定によるものとする。

名称	役割又は権限の概要	災害対策本部
最高情報セキュリティ責任者（副市長）	組織内で取り扱われる情報資産を保護するための統括責任を負うとともに、その責任を果たすための全ての権限を有する。 セキュリティ対策基準第4条	副本部長
統括情報セキュリティ責任者（総合企画部長、情報CIO補佐官）	最高情報セキュリティ責任者を補佐する。 セキュリティ対策基準第5条	本部員（総合企画部長）
情報セキュリティ責任者（部長級職員）	所管部局内で取り扱われる情報資産を保護する責任を持つとともに、その責任を果たすための権限を有する。 セキュリティ対策基準第6条	本部員
情報セキュリティ管理者（課長級職員）	各所属で取り扱う情報資産に対する管理責任を有する。 セキュリティ対策基準第7条	班長
ネットワーク管理者（ICT部門長、主管課長）	ネットワークの構築及び運用において要求されるセキュリティの維持及び管理するための責任と管理権限を有する。 セキュリティ対策基準第8条	班長
情報セキュリティポリシー主管課（ICT部門長）	柏崎市電子市役所推進本部設置要綱第7条に規定する庶務担当課とする。 セキュリティ対策基準第9条	班長

業務部門職員	柏崎市情報システム等緊急時対応計画<不正行為・障害対応編>に基づき行動する。 セキュリティ対策基準第 116 条	班員
包括OS受託者 外部委託事業者	柏崎市情報システム等緊急時対応計画<不正行為・障害対応編>に準じて行動する。 セキュリティ対策基準第 116 条	

## 6 想定脅威

想定脅威は、緊急時対応計画書の脅威度の判定に基づき、職員配備端末機の全ての操作が不能になることを想定し、レベル3「システムの全部が停止するおそれの高い事象」とする。

※ 参考：災害を想定した障害の脅威度（緊急時対応計画書参照）

脅威度	事象	事例
レベル1	現段階では、システムの運用に影響がないが、放置した場合、将来システムの全部又は一部が停止する可能性が高い事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の施設との通信エラーが一時的に発生</li> <li>業務端末機器の一部のレスポンス低下</li> </ul>
レベル2	システムの一部が停止するおそれの高い事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバのサービスの一部が停止</li> <li>一部の施設との通信が不能</li> <li>業務端末機器の一部の操作が不能</li> </ul>
レベル3	システムの全部が停止するおそれの高い事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバのサービスの全部が停止</li> <li>全ての施設との通信が不能</li> <li>業務端末機器の全ての操作が不能</li> <li>長時間の停電によるシステムの停止</li> </ul>

### (1) 想定する最大の災害規模等（様式14）

想定する災害規模は、自然災害（震災）発生に起因する原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態が過酷事故に至る全面緊急事態とする。

また、地震発生時間の想定は、勤務時間外とする。なお、職員の初期段階における行動規範は、勤務時間内外を問わず、既に規定されている地域防災計画及び消防計画によるものとする。

分類	想定する震災内容
地震発生時期	7月16日 22時13分
庁舎周辺震度	震度6強



※ 参考／災害の分類及び種類

分類	災害の種類
自然災害	震災・風水害・火山災害・雪害
事故災害	海上災害・航空災害・鉄道災害・道路災害・原子力災害・危険物災害・大規模火事災害・林野災害

(2) 起こりうる二次災害（様式 14）

自然災害（震災）発生後の二次災害は、新潟県中越沖地震の際に発生したインフラ関係の被災状況に加え、原子力発電所の過酷事故を想定する。

分類	起こりうる二次災害
原子力発電所	放射性物質及び放射線の放出形態が過酷事故
電気	東北電力からの電力供給途絶
ガス水道	ガス水道局からのガス・上水道供給途絶

(3) 庁舎等の想定被害（様式 14）

庁舎等の想定被害は、新潟県中越沖地震の被害状況と同程度とする。要員の配備については、職員にあっては柏崎市災害応急対策実施要綱（以下「応急対策実施要綱」という。）第7条の規定によるものとし、包括OS受託者及び外部事業者にあってはこの規定をできるだけ準用するようあらかじめ取り決めをしておくものとする。

項目		想定被害状況
庁舎 ※基幹系システム稼働	教育分館	被害なし
	本庁舎	
	第二分館	
	高柳町事務所	
	西山町事務所	
	図書館	
	元気館	
	包括OS受託者データセンター	
周辺被害	火災	
庁舎内の機器	空調装置	
	サーバ	
	パソコン	
要員	市	対応可能
	包括OS受託者	一部対応可能
	外部事業者	対応不可能
ライフライン・インフラ	電力	供給途絶

	水道		供給途絶
	下水道		使用不可
	電 話	固定電話	通話可能
		携帯電話	輻輳により通話困難
	道路		高速道路、国道 8 号線通行不可
	鉄道		信越線、越後線不通

## 7 市役所の代替拠点設置

原子力発電所の過酷事故の状況下では、事故の進展状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）、運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）の基準によって、国から段階的に避難等の指示がされることとなる。

したがって、避難準備区域（UPZ）内に建物が所在する市役所は、事故の進展状況に応じて国から庁舎機能移転を伴う避難指示を受け、UPZ外への代替拠点設置を想定する。

本計画においては、代替拠点が決定した直後から72時間以内に代替拠点での重要業務が再開できるよう事前対策を講じるものとする。なお、その他の業務に係る情報システム等の完全な機能回復は、原則1週間以内を目標とする。

### (1) 代替拠点の選定要素

市役所の代替拠点候補地及び施設は、地域防災計画及広域避難計画に基づき複数選定されることとなるが、その環境等に関しては、以下の要素を考慮しなければならない。

分類	代替拠点選定要素
場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波などの被害を受けない安全な場所にある。</li> <li>本庁舎と同時罹災する可能性が少ない。</li> </ul>
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性のある建物（新耐震基準対応）</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>冗長電源（非常用電源）を備えている。</li> <li>通信設備（防災行政無線、L GWAN等）が利用可能な環境にある。</li> <li>セキュリティ管理、空調、床荷重など、必要なレベルにある。</li> </ul>

### (2) 必要最小資源（様式18）

重要情報システムを稼働するにあたっての必要最小資源は、下表のとおりとする。

必要資源		発災後必要数量		
		即時	3日	1週間
庁舎	代替拠点	0	1	1

要員	職員	3	3	3
	包括 OS 受託者 (再委託先含む)	5	15	15
	その他外部事業者	1	3	3
機器・設備・備品	サーバ※	0	29	30
	ディスク装置	0	3	3
	タブレット	10	10	10
	パソコン	10	30	50
	プリンタ	0	10	10
	大量帳票印刷機	0	0	1
	バックアップ媒体※	3	3	3
インフラ	L A Nケーブル (単位 : m)	15	40	100
	スイッチHUB	3	5	10
	インターネット回線	1	1	1
	専用回線※	0	3	3

### (3) 必要なサーバ、媒体及び専用回線 (様式 1)

代替拠点に持ち出す又は用意する必要最小資源は、下表のとおりとする。

必要資源	即時	3日	1週間
サーバ	・ ホームページ (c1)	・ 外部 DNS (1) ・ グループウェア (1) ・ 電子メール (1) ・ LGWAN メール (1) ・ ウイルス対策 (1) ・ ActiveDirectory (1) ・ ファイルサーバ (1) ・ 財務会計認証基盤 (1) ・ 総合行政 (4) ・ 戸籍 (2) ・ 住基ネット (2) ・ 仮想 (8) ・ 電子帳票 (1) ・ GIS (3) ・ 人給庶務 (1)	・ 資産管理 (1)
バックアップ媒体		・ 財務会計認証基盤 ・ 総合行政 ・ 人給庶務	
専用回線		・ L G W A N ・ 住基ネット ・ 国保連合会	

※c1 はクラウド、( ) は台数

## 8 重要情報システム（※初版 I C T 部門編）

重要情報システムは、ネットワーク、情報受発信業務、応急対策実施要綱に規定されている応急対策業務、支払業務及び窓口業務に係るものとする。

重要情報システムの目標復旧時間は、代替拠点の設置が災害対策本部において決定した時間から起算し72時間以内とする。

なお、市役所の代替拠点を設置しない場合の目標復旧時間は、新潟県中越沖地震の経験を踏まえ、包括OS受託者及び外部事業者とのサービスレベル等の取り決めの中で定めているシステム稼働率の遵守率相当時間とする。

### (1) 重要情報システム一覧（様式17）

重要システム	目標復旧レベル	目標復旧時間
ホームページ	通常業務で利用可能な状態	即時
グループウェア	通常業務で利用可能な状態	即時
Office	オフラインで利用可能な状態	即時
インターネット	通常業務で利用可能な状態	即時
市内LAN	通常業務で利用可能な状態	72時間
LGWAN	通常業務で利用可能な状態	72時間
住基ネット	通常業務で利用可能な状態	72時間
新潟県国保連合会ネットワーク	通常業務で利用可能な状態	72時間
ActiveDirectory	通常業務で利用可能な状態	72時間
ファイルサーバ	通常業務で利用可能な状態	72時間
財務会計・認証基盤	通常業務で利用可能な状態	72時間
総合行政（住記/税/保険/福祉/保育）	通常業務で利用可能な状態	72時間
総合行政（障害福祉）	通常業務で利用可能な状態	72時間
総合行政（健康管理）	通常業務で利用可能な状態	72時間
総合行政（農家台帳）	通常業務で利用可能な状態	72時間
戸籍	通常業務で利用可能な状態	72時間
県単医療	通常業務で利用可能な状態	72時間
電子帳票	通常業務で利用可能な状態	72時間
GIS	通常業務で利用可能な状態	72時間
人給庶務	通常業務で利用可能な状態	72時間

(2) 業務別に必要な重要情報システム（様式 15・16）

各業務に必要なネットワーク

ネットワーク	内容
インターネット（モバイル環境含む）	外部との情報共有等
庁内LAN	各種情報システム等
LGWAN	戸籍副本データ管理、法務省情報連携、エルタックス、国税連携等
住基ネット	住民票等広域交付、番号制度本人確認等
新潟県国保連合会	広域連合後期高齢者、国保連レセプト管理、介護保険・障害者自立支援等

情報受発信業務に必要な情報システム

情報システム	内容
ホームページ	情報発信
グループウェア（メール含む）	庁内及び外部との情報共有等

応急対策業務に必要な情報システム

情報システム	内容
Office（Word、Excel、Access）	各種報告等
Active Directory	認証関係
ファイルサーバ	各種報告等
総合行政	発災日前日時点の全住民の住記情報等
GIS	被災状況整理、り災証明発行等

支払業務に必要な情報システム

情報システム	内容
財務会計・認証基盤	債権者への支払等
総合行政	主に市民への給付等
県単医療	主に市民への給付等
人給庶務	職員の給与等

窓口業務に必要な情報システム（様式 15・16）

情報システム	内容
総合行政	様式 15・16
戸籍	様式 15・16
電子帳票	過年度分課税台帳管理

## 9 窓口等実態調査結果に基づく優先業務（様式15・16）

平成25年度に実施した窓口業務等実態調査において整理した業務間に複雑な依存関係が発生する業務及び処理件数の多い業務については、システムへの依存度が高いものと判断し、代替拠点において優先して業務を再開できるよう事前対策を講じるものとする。

なお、この実態調査の対象業務は、70業務（包括OS受託者との間で契約している情報システムに係るもの）であり、調査結果については、柏崎市ICT業務継続計画策定支援業務委託成果品（様式15）及び様式16に整理した。

### (1) 業務間に複雑な依存関係（3階層以上）が発生する業務

3階層以上の依存関係がある業務は、下表のとおりとする。（70業務中27業務）

No.	業務名	No.	業務名	No.	業務名
1	市県民税(8)	11	二次予防事業(4)	21	固定資産税(3)
2	保育料(8)	12	農家台帳(4)	22	国民健康保険賦課(3)
3	介護保険給付管理(6)	13	県単医療(4)	23	介護受給者管理(3)
4	児童クラブ(6)	14	人事給与(4)	24	検診票作成(3)
5	収納消込(5)	15	印鑑登録(3)	25	特別児童扶養手当(3)
6	介護保険賦課管理(5)	16	戸籍(3)	26	福祉手当3種(3)
7	口座(4)	17	選挙(3)	27	下水道受益者負担金(3)
8	後期高齢(4)	18	農業委員会選挙(3)		
9	介護保険国保連合会管理(4)	19	教育(3)		
10	児童手当(4)	20	軽自動車税(3)		

※（ ）は依存関係の階層数

### (2) 添付書類を伴う処理数（2,000件以上）の多い業務

処理数年間2,000件以上の業務は、下表のとおりとする。（70業務中12業務）

No.	業務名	No.	業務名	No.	業務名
1	住民記録 63,105 件(3)	6	口座 8,000 件(1)	11	乳幼児管理 2,460 件(3)
2	戸籍 36,101 件(5)	7	国保資格 5,800 件(1)	12	障害福祉 2,160 件(4)
3	印鑑登録 27,728 件(2)	8	固定資産税 5,000 件(1)		
4	市県民税 15,756 件(2)	9	日常生活 3,900 件(3)		
5	総合証明 13,726 件(3)	10	県単医療 2,800 件(4)		

※（ ）は添付書類数

## 10 緊急時における行動計画（復旧計画）

原子力発電所の過酷事故が発生した場合の行動計画（復旧計画）は、緊急時対応計画書及び本計画に規定する緊急時における行動計画に基づくものとする。

ただし、職員の登庁基準及び発災後初期の行動規範については、応急対策実施要綱、地域防災計画及び消防計画に基づくものとする。このことについては、その他の災害であっても同様のものとする。

### (1) 緊急時対応体制

項目	対応内容
体制	5の(2)運用体制図のとおりとする。
役割	5の(3)情報セキュリティ委員会の役割及び(4)情報セキュリティ委員会における構成員の役割又は権限によるところとする。
ICT部門責任者	情報セキュリティ委員会の統括責任者である最高情報セキュリティ責任者（副市長）をもって充てる。
参集ルール	応急対策実施要綱第7条の規定に基づき参集する。 包括OS受託者及び外部事業者に対しては、情報システムによって緊急度合いが異なるため、あらかじめ取り決めておく。

### (2) 緊急時における行動計画（様式10・11・16・17・18・19）

本計画における緊急時の行動計画は、原子力発電所の過酷事故発生による応急対策実施要綱第7条に規定する第3次配備（本部設置体制）の中で、地域防災計画及び消防計画における初動業務が完了した以降の行動について規定するものとする。

#### ア 代替拠点設置計画立案までの行動計画（様式10・11・18・19）

関係者の安否確認から代替拠点設置計画立案までの具体的な行動計画を整理した。

#### イ 代替拠点設置後の通常業務復旧までの行動計画（様式10・16・17）

復旧方針等の決定から通常業務復旧（通常業務への移転計画立案）までの具体的な行動計画を整理した。

## 11 情報資産等の現状（脆弱性）

柏崎市における情報資産、その他関連する施設・設備及び災害時における要員配備等の現状は、下記のとおりとする。

### (1) 庁舎（建物）の新耐震基準、電力供給及び通信手段の状況（様式3・5）

対象庁舎は基幹系システムが稼働している建物とし、建築時期、新耐震基準対応の有無、洪水ハザードマップによる危険の有無、電源供給及び通信手段等の状況につい

て整理した。

(2) 情報システム及びネットワークの現状（様式 1）

情報システム等の概要、被害を受ける可能性、ハードウェア、サーバ OS・アプリケーションのバックアップ、サーバ・ソフトウェア喪失時の代替手段及び特殊なソフトウェアの設定等について整理した。

(3) 重要情報システム機器設置場所（様式 4）

重要情報システムのサーバ、ネットワーク関連機器及び帳票出力機器を設置している建物の耐震性、耐火耐水対策等を整理した。

(4) 重要情報の保管及びバックアップの状況（様式 7）

保管場所、記憶媒体、現在のバックアップ状況及び対策計画等を整理した。

(5) ICT 部門関係者の参集可能状況

夜間・休日に被災した場合、代替・復旧活動において要員は必須であることから、対応要員の参集率（6 時間以内）を事前に想定した。

部門	必要人数	10km 圏内	想定参集率	想定参集人数
ICT 部門	3	3	100%	3
包括 OS 受託者	15	5	33%	5
外部事業者	3	0	33%	1

(6) 主要な外部事業者との関係（様式 2）

ICT 部門が契約している重要情報システムに係る災害時における取り決め状況を整理した。

## 12 被害を受ける可能性と事前対策

庁舎・設備、情報システム及びネットワーク機器等の脆弱性の調査結果に基づき整理した事前対策は、下記のとおりとする。なお、複数年にわたって事前対策を検討する必要があるものについては、様式 6 リスク改善計画（年度別計画）に基づき事前対策を講じていくものとする。

(1) 現状の脆弱性とリスク改善計画（様式 6）

対象項目、現状レベル、対策内容、対策後のレベル、必要予算及び実施時期等について、事前対策を計画した。

(2) 事前対策が未決定の問題点（様式 6）

問題点の内容、現状レベル、当面の対策と効果及びスケジュール等について整理した。



(3) ICT管理部門が用意しておくべき必要最小資源（様式18）

必要資源、発災直後必要数量、予想被害及び既存の代替手段等を整理した。

### 13 計画の運用体制及び見直し方法

本計画は、常に最新の状態を保ち、実効性を維持していく必要がある。そのため、チェックリスト等によって定期的（場合によっては随時）に点検を行い、最新性及び正確性を維持できるようにする。

また、本計画におけるICT部門及び業務部門の要員は、災害対応能力を高め、かつ、維持して行くため、定期的な訓練（最低1回/年）を行うこととする。その際、訓練に参加する要員は、訓練の意図を十分に理解した上で臨み、本計画における改善事項を積極的に提案しなければならない。

(1) 運用体制

本計画におけるICT部門の基本的な役割は、以下のとおり規定する。

なお、地域防災計画等全庁での体制と関連して運用体制を見直す場合は、それに従うものとする。

権限者等	役割内容
市長（電子市役所推進本部本部長）	・ ICT業務継続計画の策定及び重要事項の改定
副市長（ICT部門責任者）	・ ICT業務継続計画の軽微な改定及び附属資料の改定 ・ ICT部門の業務継続計画の運用の責任 ・ ICT部門の教育、訓練の実施統括 ・ ICT部門の事前対策の実施と対応状況の確認
ICT部門	・ 平常時の計画の維持管理 ・ 計画書の点検及び見直し（随時・四半期・年次） ・ リスク改善計画書の進捗状況管理 ・ 訓練計画の立案及び実施

(2) 計画の点検及び見直し（様式13）

ICT部門は、本計画をできる限り最新の内容で運用するために、定期的（場合によっては随時）に内容を点検し、必要な見直しを実施する。

なお、点検及び見直し項目は、様式13に整理した。

時期	内容
随時	・ 人事、組織機構に変更があった場合 ・ 包括OS受託者に変更があった場合 ・ 柏崎市の業務に大きな変更があった場合 ・ 主要な情報システム・インフラ等に変更があった場合

	・その他 I C T 部門責任者が必要と認めた場合
四半期 ※SLA 評価会議	・定期的に様式 1 3 の点検及び見直し項目について、最新性及び正確性等をチェックする。
年次 ※予算要求時期	・訓練及び定期的な点検によって顕在化された課題は、本計画（附属資料含む）を見直し、改善する。

### (3) 訓練計画（様式 1 2）

訓練計画は、緊急時における行動計画（代替拠点設置計画立案までの行動計画、代替拠点設置後の通常業務復旧までの行動計画）について、毎年、様式 1 2 において立案し、I C T 部門責任者の承認を得なければならない。

また、訓練は、あらかじめ参加職員等に訓練内容を説明し、その趣旨を十分理解した上で実施しなければならない。

## 14 計画の改定

I C T 分野における技術革新に加え、地域防災計画における想定脅威、又は全庁での体制と関連して改定が必要な場合は、柏崎市電子市役所推進本部本部会の承認を得るものとする。ただし、軽微な改定については、I C T 部門責任者の承認をもってこれを代えることができるものとする。

## 15 参考資料（様式 2 0）

本計画の策定において参考にした資料は下表のとおりとする。

資料名	機関名	公表日
➤ 地方公共団体における I C T 部門の業務継続計画（B C P）策定に関するガイドライン	総務省	平成 2 0 年 8 月
➤ I C T - B C P とその意義 ➤ I C T 部門の業務継続計画（I C T - B C P）＜初動版＞について ➤ I C T 部門の業務継続計画＜初動版サンプル＞ ➤ I C T 部門の業務継続計画＜初動版解説書＞	総務省	平成 2 5 年 5 月